

住宅エコポイントの再開

景気対応検討チーム

平成24年3月26日

国土交通省

住宅エコポイントの再開

平成23年度第3次補正予算
1,446億円(環境省分含む)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、昨年7月末に終了した住宅エコポイント(※)を再開する。 <再開後の制度を『復興支援・住宅エコポイント』と称する。>

(※)住宅エコポイント:環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度。

事業の内容

■ ポイントの発行対象

エコ住宅の新築(被災地30万P、被災地外15万P)

平成23年10月21日(*)～平成24年10月31日に建築着工したもの
<工事内容>

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

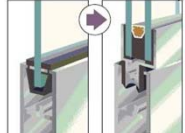
エコリフォーム(30万P上限、耐震改修は別途15万P加算)

平成23年11月21日～平成24年10月31日に工事着手したもの

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事

<エコリフォームの例>



複層ガラスへの交換



天井の断熱改修
(工事内容に応じ
2千～10万P)

エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

バリアフリー工事

(工事内容に応じ
5千～2.5万P)

省エネ住宅設備※の設置

(一律2万P)

リフォーム瑕疵保険への加入

(一律1万P)

耐震改修工事

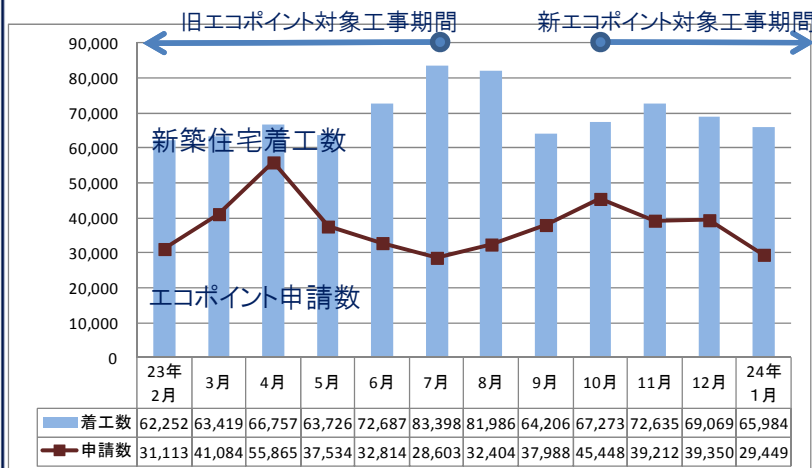
(15万P)

(*) 第3次補正予算案閣議決定日

■ 商品交換

- ◆ ポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換。
- ◆ 残りのポイントは、環境配慮商品(エコ家電や公共交通機関利用カード、環境配慮企業の商品等)への交換、追加工事への充当、環境寄附に利用。

■ 着工数とエコポイント申請数



【出典】

- ・新築住宅着工数:住宅着工統計(国土交通省)
- ・エコポイント申請数:住宅エコポイント事務局調べ

※エコポイントの申請は、住宅竣工後に行うため、住宅着工の時期とエコポイント申請の時期は、同時ではない。

・平成23年は、住宅エコポイントの申請状況を勘案すると、省エネ判断基準適合率が5～6割程度となっているものと推計